

洞爺湖有珠山ジオパークガイド（有珠山）の 「ガイドルール」について

本ルールは必要に応じて改訂しながら運用します。洞爺湖有珠山ジオパークのホームページで最新版を公開しますので、随時最新版について確認していただくようお願いします。

1. このルールの目的

本ルールは、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が登録する「洞爺湖有珠山ジオパークガイドリスト（有珠山）」の登録ガイド（以下「ジオパークガイド（有珠山）」という。）が、有珠山の立ち入り規制区域内において、安全かつ適切にガイドツアーを企画、準備、募集、実施するために順守すべき基本事項を定めるものです。

2. このルールが適用される場所

本ルールは、ジオパークガイド（有珠山）が、有珠山の規制区域（有珠山火山防災協議会が指定する「有珠山災害危険区域」、および洞爺湖町が指定する「2000年噴火の立入制限区域」）内で、ガイド活動を実施する場合に適用されるものです。

ツアーの安全管理、及び環境保全上の理由から、ガイド活動は原則として協議会の指定する「トレイル（別紙参照）」上で行うこととします。トレイルから外れた場所での活動は行わないようにしてください。

トレイルは、火山活動の状況、環境保全、教育活動の効果性等の理由により変更、追加、制限される場合があります。常に最新の情報を入手するようにしてください。

3. 有珠山でガイドツアーを行うリスク

有珠山は活火山です。一般的に野外活動で発生する可能性のあるケガや、熱中症、ハチ刺され、ヒグマとの遭遇等のさまざまなリスクに加え、噴気や地熱地帯で起こる火傷や、有毒ガスの吸入等、火山ならではの事故が発生する可能性があります。さらに、噴火を繰り返す山であることから、森林が少なく、急峻な地形も多いため、落石やがけ崩れ、土石流などが発生する頻度が高いとされています。また、木陰が少ないことから、雷雲が近づいた際に一時避難できる場所が少なく、夏季には熱中症リスクも高まります。

そのため、ジオパークガイド（有珠山）は火山学の基礎知識や有珠山の過去の噴火史に加え、コース上の危険性について習熟するとともに、現地での研修会やスタッフ間の打合せなどを重ねながら、事故を未然に防ぐための準備を行う必要があります。また、もし事故が発生した際に適切な対応が取れるよう、救急法の講習を定期的に受講する必要があります。

4. ジオパークガイド（有珠山）の要件

ジオパークガイド（有珠山）は、ガイドリストの登録を受ける時点で、次の要件が満たされている必要があります。（詳細は「ジオパークガイド（有珠山）申込書」参照）

- 1) 活火山である有珠山の特徴や危険性を理解していること。（ジオパーク検定 80 点以上）
- 2) ガイド技術、安全管理等に関する知識と経験があること。（ガイド資格の認定等）
- 3) 事故の発生時に適切な行動がとれること。（救急法の定期的受講）
- 4) フィールドの熟知度、経験があること。（各エリアでの活動・研修経験）

○メインガイド

有珠山の規制区域でガイドツアーを実施する場合、ジオパークガイド（有珠山）リストに氏名が記載されているガイドが「メインガイド」として、全体の統率を取りつつ案内を行う必要があります。

○サポートガイド

補助要員として同行するガイド（サポートガイド）については、必ずしもジオパークガイド（有珠山）の要件をすべて満たしている必要はありませんが、本ルールを順守するとともに、担当するツアーコースをよく知っている必要があります。ツアー実施日までに、最低でも 2 回以上、詳しい人（ジオパークガイド（有珠山）、ジオパーク推進協議会の学識顧問や職員等）の同行の下で、危険箇所やエスケープルート等の確認を含む現地研修会等に参加した経験があること（下見とあわせて研修を実施することも可）、また、病気やケガに対応できるため救急法講習会受講証（有効期限内）を所持していることを条件とします。

5. 環境保全

規制区域はジオパークの主要サイトであり、また国立公園の保護区域にも指定されています。環境保全のため以下にてういて順守してください。

- 1) 動植物、岩石等を採集しない。また参加者による採集が行われないよう注意する。
- 2) 踏み荒らし、種子散布を防ぐため、指定のトレイルから外れない。
- 3) ペットボトル、プラスチック袋などのゴミが多く出るツアー企画・実施は行わない。
- 4) 行動は徒歩を基本とし、自動車、オートバイ、自転車等でのツアーは行わない。
- 5) 騒音を発生させるイベントは行わない。

また、生態系、地質地形の保全、及び安全管理に適正な規模での利用を進めるため、利用上限人数を下記のとおり設定します。上限に達した場合の入域は認められません。

■区域ごとの利用可能人数

区 域	利用人数の上限	申請（届け出）先
有珠山災害危険区域	100 人/日	伊達市危機管理課
2000 年噴火の立入制限区域	200 人/日	洞爺湖町観光振興課（ジオパーク）

※90 日前までに申請（申込）のあった入域予定人数が、利用人数の上限を越えている場合は、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会で抽選を行い入域団体を決定します。

※90 日前を過ぎた期間の申請（申込）は、上限まで先着順で受付けることとします。

6. ガイドの装備品

ジオパークガイド（有珠山）の装備品は、以下を基本とします。

1) 服装・持ち物等

- ザック
- ガイドとして適切なアウトドアの服装
 - *トレッキングに適した服装。化繊やウールのインナー、トレッキングシューズ、レインウェア、帽子、グローブ
- 携帯電話、ハズフリー拡声器

2) ガイドに必要な資料等

- ガイド内容に関する資料
- 参加者名簿

3) 安全装備

- 水（水筒もしくはペットボトル：ファーストエイドで使えるように）&行動食
- ファーストエイドキット（絆創膏、ティッシュ、ラテックスグローブ、滅菌ガーゼ、人工呼吸用フェイスシールド、医療補助テープ（強いもの）、ツェルト（銀シートなど保温できるもの）、ポイズンリムーバー、十徳ナイフやはさみ等）
- ホイッスル、筆記用具（事故記録用含む）
- 熊スプレー、ハチスプレー
- 各団体の安全管理規定（事故フローチャート、緊急時の連絡先一覧 等）

4) 規制区域内で活動する際に必要なもの

- ヘルメット（協議会で貸出可）
- ジオパークガイド（有珠山）ワッペン（協議会より支給）
- 規制区域についての説明カード（協議会より支給）

7. ツアーの安全管理・実施条件

1) 規制区域のツアー実施条件

○有珠山災害危険区域（火口原、山頂周辺等）でガイドを行う場合

火山特有のリスクが高く、携帯電波が通じない場所が多いことから、

- ①単独ガイドでの案内は不可とします。複数名のガイドで案内をしてください。
- ②ガイド：参加者の比率（ガイドレシオ）を 1:10 以下としてください。
- ③ガイドチームには、野外活動中の救命救急に特化した研修（WAFA 等）の受講経験者を 1 人以上加えることを推奨します。

○2000 年噴火の立入制限区域（西山山麓周辺等の散策路外）でガイドを行う場合

火山特有のリスクがあり、一部携帯電波が通じない場所があることから、

- ①参加者の比率（ガイドレシオ）を 1:20 以下としてください。
- ②携帯電波の受信状況が悪いエリアで活動する場合は複数名のガイドで案内を行ってください。

2) 火口内への立ち入りについて

火口内部は火山ガス（二酸化炭素、硫化水素、二酸化硫黄など）がたまりやすい場所です。過去に火山ガスの情報がなくても、突然ガスの噴出が始まった事例もあります。火口内にはできる限り立ち入らないことを基本としてください。また、立ち入る場合については、必ずガスメーター（協議会で貸し出します）を携帯し安全確認のための計測を行ってください。※ガス濃度のモニタリング記録のため、ガスメーター返却時に計測した数値を協議会に報告してください。（二酸化炭素、硫化水素、二酸化硫黄の 3 種）

3) 天候の確認と中止の判断について

天候については、実施数日前、前日、当日にこまめに確認し、危険と判断される場合（特に、気象警報や熱中症警戒アラートが出た場合、または落雷の危険がある場合等）にはツアーを中止してください。

4) 危険動物への備えについて

○スズメバチ

スズメバチは春（4月頃）から秋（11月頃）にかけて活動し、特に7月から10月危険な時期です。スズメバチに効果のあるハチスプレーを携帯してください。

【遭遇した場合】

- ①騒いだり、走ったりして、蜂を刺激しないよう参加者に繰り返し声掛けする。
- ②ゆっくりと騒がずにその場から離れる。

【刺された場合】

- ①姿勢を低くし、ゆっくり後ずさりしてその場を離れる。
- ②ポイズンリムーバーで吸い出す、もしくは指で絞り出す。
- ③傷口を指で絞り出しながら水で流す。

○ヒグマ

近年、ヒグマの出没情報が増加傾向にあり、有珠山周辺でも出没する事例があります。森林や見通しのつかない草地等を歩く際には、音を出す、熊スプレーをすぐに使用できる状態で身に着けるなどの対策を行ってください。また、クマが人前に現れる事例がくり返し確認される場合は、人を恐れないクマの可能性があるため、催行を中止してください。

【遭遇した場合】

- ①参加者に、慌てない・騒がないよう声掛けをする。
- ②目をそらさず、ゆっくりと後ずさりしながら、その場から離れる。
※熊スプレーの安全装置を解除し構える（至近距離に迫るまで噴霧しない）
※荷物、食べ物等はできるだけ残さないこと

5) 火山活動の確認について

有珠山の活動は、さまざまな機関が観測・情報公開しています。ツアー前には火山情報を確認し、噴火警戒レベルが「入山規制（レベル2以上）」など活発化している場合、催行を中止してください。

○火山防災情報サイト：

- ・気象庁「有珠山の活動状況」
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/112.html
- ・防災科学技術研究所「地震だねっと！（有珠山周辺）」
<https://www.geopark.bosai.go.jp/toya-usu-geopark02/>
- ・JVDN（日本火山学データネットワーク）
<https://jvdn.bosai.go.jp/portal/ja/>

もし活動中に新しい地割れ、突き上げるような地震など、噴火の前兆と思われる現象がある場合は、同行者への声掛けをしながら少しでも早く有珠山から離れ、安全を確保したのちに、必要に応じ火山防災機関に相談・通報をしてください。

○前兆と思われる現象の相談・通報先：

- ・気象庁 室蘭地方气象台
- ・伊達市 危機管理課（有珠山火山防災協議会）
- ・壮瞥町 総務課防災係
- ・洞爺湖町 総務課自治防災室
- ・消防／警察

8. 安全管理規定について

本ルールに限らず、ジオパークガイド（有珠山）は、活動団体（ガイド会社、ガイド団体または屋号を持って活動している個人）ごとに、安全管理に関する規定を備え、その規定に基づいた活動につとめてください。また、各団体等の安全管理規定と本ルールの規定が異なる場合は、より厳しい方の規定に従ってください。

9. その他

○散策路、遺構、林道等の保守整備活動、外来植物等の防除活動について

協議会では、ジオパークガイド（有珠山）がツアーを実施しやすいよう、散策路、遺構、林道等の保守整備活動を毎年行っています。また、外来植物の防除作業を不定期で実施しています。事務局より整備活動の手伝いをお願いした際には、できるだけご参加いただけますようお願いいたします。

○緊急連絡先一覧

1) 救急車・レスキューヘリ（119番）

- ・西胆振行政事務組合 消防本部 0142-21-5000 伊達市松ヶ枝 13-1
※救助手段(救急車 or ヘリコプター)の判断は状況を確認した上で救急側が行います。
通報時にガイド側で指定する必要はありません。

2) 警察（110番）

- ・伊達警察署伊達警察署 0142-22-0110 伊達市館山町 10-22

3) 病院

- ・伊達赤十字病院（0142-23-2211） 伊達市末永町 81
- ・洞爺協会病院（0142-74-2555） 虻田郡洞爺湖町高砂町 126
- ・市立室蘭総合病院（0143-25-3111） 室蘭市山手町 3-8-1
- ・製鉄記念室蘭病院（0143-44-4650） 室蘭市知利別町 1-45
- ・日鋼記念病院（0143-24-1331） 室蘭市新富町 1-5-13

4) ジオパークガイド（有珠山）及び本ルールについて

- ・洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会（0142-82-3663）

○添付資料（登録者用）

- ・有珠山規制区域のトレイルマップ（別紙）
- ・携帯電波受信状況マップ（別紙）